

令和6年4月9日

保護者 様

岡山市立政田小学校
校長 鳥居 真

地震発生時の対応について

平素から児童の安全確保につきましてご配慮とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、標記のことについて、次のとおり対応させていただきますので、テレビ・ラジオ等の情報などをご確認の上、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 児童が学校にいる時に地震が発生した場合

(1) 岡山市で震度5以上の地震（震度5弱・5強を含む）

児童の引き渡しを行います。保護者及びご家族の方に引き渡しますので、保護者やご家族の方が来校されるまで、児童は安全のため学校に待機します。

(2) 岡山市で震度4の地震（震度4弱・4強を含む）

通学路等の安全を確認した後、児童は教職員が付き添って集団下校をします。

(3) 岡山市で震度3以下の地震（震度3弱・3強を含む）

通学路等の安全を確認した後、児童は、通常通り下校します。

2 児童が自宅にいる時に地震が発生した場合

(1) 岡山市で震度5以上の地震（震度5弱・5強を含む）

前日17時～登校時間までに発生した場合は、臨時休業となるので登校しません。

(2) 岡山市で震度4以下の地震

通常通り授業を行いますので、登校します。

3 登下校の途中で地震が発生した場合

強い地震が発生した時は安全確保のため、建物や塀等のない場所で、落下物から身を守るために揺れが収まるまで待ちます。その後は、「帰宅する」のか「学校へ行く」のか、児童が判断して行動します。

（その時の場所が近い方を選択します。）震度5以上の場合は、臨時休業となりますので、学校に来た場合は、保護者及びご家族の方に引き渡します。保護者やご家族の方が来校されるまで、児童は安全のため学校に待機します。

4 その他

○上記の内容は、あくまで対応の目安です。岡山市の震度と学区の被災状況とが一致しない場合も予想されます。学区の被災状況をもとに臨機応変に判断しますので、上記とは異なる対応をする場合もあります。

○大規模な地震が発生すると、電話やメールなどの通信手段が使えなくなり、各家庭に個別に連絡することは不可能となります。この対応方法についてよくご理解の上、行動できるようご家庭でも普段から話し合っておいてください。

○大津波・津波警報発令時については、発令される避難情報により臨時休業の判断を行います。

また在校時に発令された場合は、保護者への引き渡しはしません。原則、警報が解除され、安全が確保された後に引き渡します。

※引き渡し方については、別紙大規模災害等発生時の児童引き渡し保護者用マニュアル参照。

ご家庭内の目につきやすい場所に掲示しておいてください。

令和6年4月11日

新1年生保護者様

岡山市立政田小学校
校長 鳥居 真

地震発生時の対応について

平素から児童の安全確保につきましてご配慮とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、標記のことについて、次のとおり対応させていただきますので、テレビ・ラジオ等の情報などをご確認の上、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 児童が学校にいる時に地震が発生した場合

(4) 岡山市で震度5以上の地震（震度5弱・5強を含む）

児童の引き渡しを行います。保護者及びご家族の方に引き渡しますので、保護者やご家族の方が来校されるまで、児童は安全のため学校に待機します。

(5) 岡山市で震度4の地震（震度4弱・4強を含む）

通学路等の安全を確認した後、児童は教職員が付き添って集団下校をします。

岡山市で震度3以下の地震（震度3弱・3強を含む）

通学路等の安全を確認した後、児童は、通常通り下校します。

2 児童が自宅にいる時に地震が発生した場合

(3) 岡山市で震度5以上の地震（震度5弱・5強を含む）

前日17時～登校時間までに発生した場合は、臨時休業となるので登校しません。

(4) 岡山市で震度4以下の地震

通常通り授業を行いますので、登校します。

3 登下校の途中で地震が発生した場合

強い地震が発生した時は安全確保のため、建物や塀等のない場所で、落下物から身を守るために揺れが収まるまで待ちます。その後は、「帰宅する」のか「学校へ行く」のか、児童が判断して行動します。

（その時の場所が近い方を選択します。）震度5以上の場合は、臨時休業となりますので、学校に来た場合は、保護者及びご家族の方に引き渡します。保護者やご家族の方が来校されるまで、児童は安全のため学校に待機します。

4 その他

○上記の内容は、あくまで対応の目安です。岡山市の震度と学区の被災状況とが一致しない場合も予想されます。学区の被災状況をもとに臨機応変に判断しますので、上記とは異なる対応をする場合もあります。

○大規模な地震が発生すると、電話やメールなどの通信手段が使えなくなり、各家庭に個別に連絡することは不可能となります。この対応方法についてよくご理解の上、行動できるようご家庭でも普段から話し合っておいてください。

○大津波・津波警報発令時については、発令される避難情報により臨時休業の判断を行います。

また在校時に発令された場合は、保護者への引き渡しはしません。原則、警報が解除され、安全が確保された後に引き渡します。

※引き渡し方については、別紙大規模災害等発生時の児童引き渡し保護者用マニュアル参照。

ご家庭内の目につきやすい場所に掲示しておいてください。